



令和5年5月2日

産業振興課

マイナポイント申込支援業務委託における マイナポイントの不正取得について

1 概要

川口市が委託するマイナポイント申込支援業務委託において、委託事業者が雇用するアルバイト従業員1名が、支援窓口へ申し込みに来た市民2名（以下「被害者」という。）のマイナポイントが付与される予定のnanacoカードを不正に取得し使用したものを。

2 発生状況

令和5年3月13日（月）

- ・被害者がマイナンバーカード受領後、マイナポイント申込のため一緒に支援窓口へ来訪
- ・マイナポイントを付与する決済サービスにnanacoカードを選択
- ・委託事業者のアルバイト従業員がマイナポイント申込支援を実施

令和5年4月20日（木）

- ・被害者が支援窓口へ来訪し、マイナポイントが付与されていないとの申告あり
- ・申込状況を確認したところ、システム上は「申込済」であったため、キャッシュレス決済事業者のコールセンターを案内
- ・同日の午後、被害者がコールセンターへ問い合わせ

令和5年4月24日（月）

- ・キャッシュレス決済事業者のコールセンターから被害者へ連絡あり、ポイントが付与されたnanacoカードと被害者が所有するnanacoカードのカード番号の相違が判明
- ・同日、支援窓口へ相談のため来訪

令和5年4月26日（水）

- ・委託事業者から被害者へ連絡し調査することを伝える
- ・市が概要の報告を得る。委託事業者へ徹底調査を指示する

令和5年4月28日（金）

- ・市からキャッシュレス決済事業者へポイントが付与されたnanacoカードの利用状況を確認し、利用店舗を特定
- ・当該利用店舗の近隣に委託事業者のアルバイト従業員が居住することを確認
- ・委託事業者がアルバイト従業員に事情聴取したところ、被害者が所有するマイナポイントが付与されたnanacoカードをアルバイト従業員が窃取したとの自供を得る

3 市の対応状況（令和5年4月29日以降）

令和5年4月29日（土） 川口市が被害者へ謝罪

令和5年5月 1日（月） 弁護士、警察に今後の対応について相談

4 今後について

（1）再発防止策の徹底

- ・常に複数のスタッフで対応
- ・「カード型電子マネー等はお預かりしません」等の張り紙の設置
- ・対応時間、対応者氏名を記載したカードの発行
- ・対応者の氏名等を記載したカードを常に提示
- ・その他、委託事業者と協議中

（2）全容の究明

- ・警察と連携して全容の究明に努める
- ・関係機関への情報提供

（3）本事案に対する市民への問い合わせ対応

- ・相談窓口の設置

（4）その他について

- ・市顧問弁護士と検討中

5 受託事業者の概要 別紙のとおり

本事案についてのコメント

このたびの事案につきましては、大変遺憾な行為であり、被害者をはじめ市民の皆様にご多大なるご不安やご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向け適正に取り組むとともに、市民の皆様の信頼回復に努めて参ります。

川口市長 奥ノ木 信夫